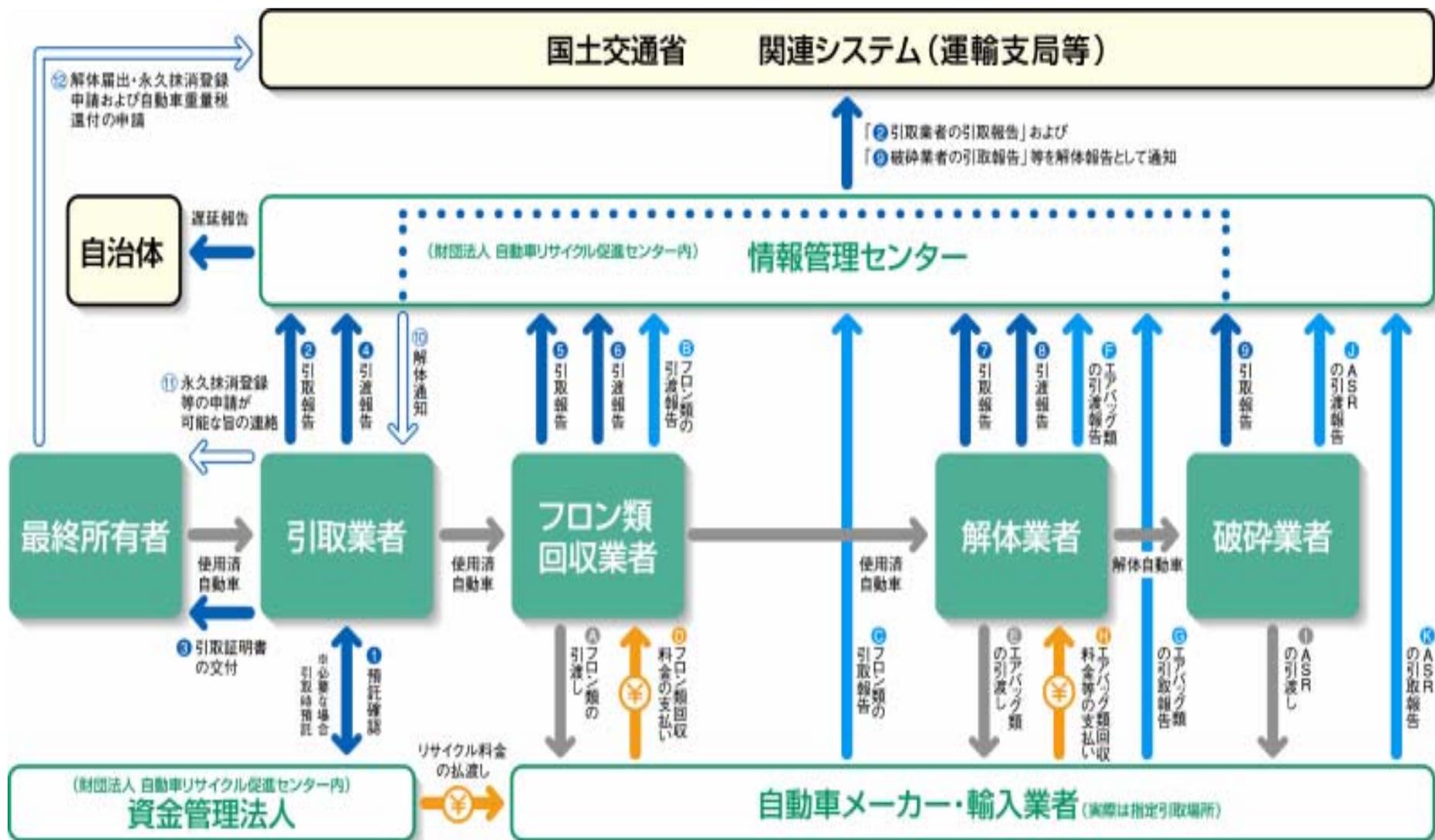


自動車リサイクル法に関する 主なQ&A

～ 使用済自動車（廃車）の引取りと中古車の売買編 ～

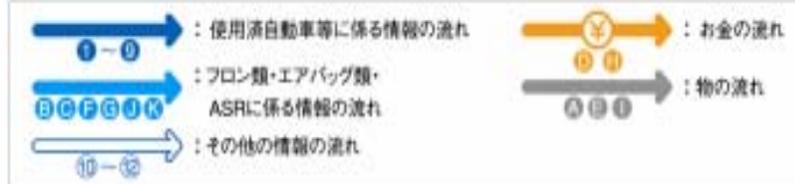
経済産業省 環境省
（財）自動車リサイクル促進センター

自動車リサイクルシステムの概念図



留意点

- ① 移動報告は、引取業者が資金管理人に預託確認を行った後に、情報管理センターへ引取報告を行うこととなります。
- ② 預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販・中古車輸出等を行うことは原則としてできません。



使用済自動車（廃車）の引取りについて

- 制度全般 -

Q 1 自動車リサイクル法における使用済自動車とは何ですか？一時抹消登録と関連はあるのですか？

(A)

1 . 自動車リサイクル法における使用済自動車

自動車リサイクル法における「使用済自動車」か否かの判断は、一時抹消登録を行ったかどうかとは全く関係がありません。

一時抹消登録は単なる使用中止の際に行われることも多く、さらにその後中古車として再度中古新規登録を受ける場合も多いことから、「一時抹消登録が行われたこと」と「使用済みとなったこと」は無関係となります。

自動車リサイクル法における「使用済自動車」か否かは、当該車両の所有者の意志と車両の状況から判断されることとなります。

まず、所有者に廃車する意志があることが重要です。所有者が廃車にする意思を有しているにもかかわらず、中古車として下取することはできません。

さらに車両の状況として、例えば、ある事業者が保有している車両から部品取りを行い廃車として別の事業者へ引き渡すことに関しては、その事業者が部品取りした後に廃車にすることを決めたと主張されたとしても、状況として部品取りの前に使用済みとなっていると整理されます。(この場合、部品取りには解体業の許可が必要であり、また、部品取りに合わせてエアバッグ類の処理、廃油・廃液、タイヤ、バッテリー、室内照明用の蛍光灯の回収等も法律で義務付けられておりますのでご注意ください。)

所有者から「使用済自動車」を引き取る業務を行う場合は、必ず都道府県知事又は保健所設置市長の登録を受けることが必要です(次ページ参照)。

Q 2 使用済自動車（廃車）の引取りを行うためには、事業の開始前に何を
する必要がありますか？

(A)

1 . 都道府県知事等への登録

自動車リサイクル法では、使用済自動車を引き取る「引取業」を行う事業所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の登録を受けることが必要とされています。

各都道府県・保健所設置市の自動車リサイクル担当窓口にてご登録下さい。
自動車リサイクル法の「引取業者」の登録を受けて頂くと、都道府県等から自動車リサイクル法の引取業の登録番号等が記載された「登録番号通知書」が送付されますので、この内容をご確認下さい。これは（財）自動車リサイクル促進センターの運用する自動車リサイクルシステムへの事業者登録に必要となります。

都道府県知事等への登録はQ 4 へ

2 . 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

本年1月1日以降使用済自動車を引き取る場合は、パソコン等を用いた預託確認及び電子マニフェストによる引取・引渡報告を行うことが必要となり、このため、都道府県等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

自動車リサイクルシステムへの事業者登録はQ 5 へ

3 . 電子マニフェストの練習

都道府県知事等への登録及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した方は、ご自身の保有するパソコンで預託確認・電子マニフェストによる引取・引渡報告の練習が可能となりますので、実際に預託確認、引取・引渡報告を行う前にこれ（「練習用システム」での練習）を行うようにして下さい。

Q 3 都道府県知事等への登録を受けずに使用済自動車の引取りを行った場合、何か罰則はありますか？

(A)

1 . 自動車リサイクル法及び廃棄物処理法の罰則が適用

都道府県知事等への登録を行わずに使用済自動車を引き取った場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

また、本年1月1日以降使用済自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。自動車リサイクル法の引取業者の登録を受けていれば、廃棄物処理法の業許可を不要とする制度となっているため、自動車リサイクル法の引取業者の登録を行っておらず、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1,000万円(平成17年10月より個人1,000万円、法人1億円)以下の罰金となります。

2 . 都道府県知事等への登録・自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了するまでの対応について

使用済自動車の引取りを行うためには、都道府県知事等への引取業者の登録を受けることが必要とされており、これは年間1台でも使用済自動車を引き取る場合には必要となります。

また、使用済自動車の引取り・引渡しの際に必要な預託確認、引取・引渡報告を行うためには自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となりますが、これに関しては申込みから登録完了まで一定期間が必要です。

都道府県知事等への引取業者の登録及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了していない事業者が、お客様から使用済自動車の引取りを求められた場合は、これを使用済自動車として引き取るのではなく中古車として下取ることをお客様と相談するか、又は都道府県知事等の登録を受けた他の引取業者の方を紹介するようにして下さい。

使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いはQ 8へ

Q 4 法律上の引取業者としての都道府県知事又は保健所設置市への登録はどのように行うのですか？

(A)

1 . 登録の申請窓口

新たに引取業者としての登録を受ける場合は、使用済自動車を引き取る「引取業」を行う事業所を管轄する都道府県又は保健所設置市の自動車リサイクル法担当課室 () に申請を行います。

() 各都道府県・保健所設置市の自動車リサイクル法担当課室については、P 4 5 参照。
なお、申請を行う前に必ず一度電話連絡をし、必要書類等の確認をして頂くようお願い致します。

2 . 登録の申請に必要な書類

(1) 登録の申請書

(「引取業」を行う事業所が複数ある場合には、全ての事業所を記載)

(2) 添付書類

欠格要件に該当しないことを誓約する書面

申請者が、個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記簿の謄本 (申請者が未成年である場合には法定代理人の住民票の写し)

カーエアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を説明する書類
具体的には、次のいずれかで可。

一 装備の有無や事故による車両破損時等の確認方法を記載した書類

一 カーエアコンに関して十分な知見を有する者が確認可能であることを示す書類

(例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等)

Q5 自動車リサイクルシステムへの事業者登録はどのように行うのですか？

(A)

1. 自動車リサイクルシステムの登録申込書の入手方法

次ページの「引取工程申込書セット送付依頼書」をコピーして必要事項をご記入の上、受付専用FAX [03 - 5697 - 2931] まで送信して下さい。

ご不明な点がございましたら、事業者情報登録センター () までお問い合わせ下さい。

() 事業者情報登録センター

問い合わせ先：03 - 5673 - 7403 (平日8:00 ~ 20:00 土日祝休)

2. 登録に必要な書類

(1) 登録申込書

- 事業者情報記入用紙：1事業者当たり1枚、必要事項を記入

- 事業所情報記入用紙：引取業を行う事業所数と同枚、必要事項を記入

(2) 添付書類

- 都道府県知事等から既に送付されている引取業者としての登録通知書の写し

- 郵便局自動払込利用申込書

3. 必要書類の郵送

上記の必要書類を「事業者情報登録センター ()」へ郵送して下さい。

() 事業者情報登録センター

書類郵送先：〒125 - 0061 東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

(注) なお、上記の2種類の登録申込書については、郵送頂いた後に事業者情報登録センターから記載事項を確認させて頂く場合がありますので、郵送頂く際にはコピーをとって写しを保管するようにして下さい。

4. 登録に必要なとなる日数

登録のための申込書・添付書類の確認にはある程度の日数が必要となります。このため、早期の登録申込みを行って頂くようお願い致します。

受付専用 FAX : 03-5697-2931

【引取工程申込書セット 送付依頼書】

| | | | | |
|-------|----|---|---|---|
| 申込年月日 | 西暦 | 年 | 月 | 日 |
|-------|----|---|---|---|

下記に必要事項を記入して上記 FAX 番号へお送りください。折り返し引取工程申込書セットを郵送させていただきます。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 事業者名 | |
| ご担当者名 | |
| ご送付先 | 〒 |
| 電話番号 | () - |

ダウンロード用

Q 6 使用済自動車からの部品取りについてはどうなりますか？

(A)

1 . 使用済自動車からの部品取りには解体業の許可が必要

自動車リサイクル法においては、使用済自動車からの部品取りを行う場合、都道府県知事・保健所設置市長から解体業の許可を受けることが義務付けられています。

許可基準の概要は以下のとおり。

[施設基準]

- コンクリート床面、油水分離装置等が設置された解体作業場を保有すること
- 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車の保管場所を保有すること等

[能力基準]

- 解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従業員へ周知すること
- 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業が継続できると判断されること

ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されません。

2 . 解体業者には再資源化基準が適用

許可を受けた解体業者には、自動車リサイクル法において定められる再資源化基準として以下も義務付けられます。

- エアバッグ類の取外回収又は車上作動処理
- バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等の回収・再資源化

3 . 無許可での使用済自動車からの部品取りについては罰則が適用

都道府県知事等から解体業の許可を受けずに使用済自動車からの部品取りを含め解体を行った場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。また、本年1月1日以降使用済自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、廃棄物処理法の業許可を不要とする制度となっているため、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けておらず、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1,000万円（平成17年10月より個人1,000万円、法人1億円）以下の罰金となります。

Q 7 使用済自動車として引き取った後の再販（中古新規登録・検査）、中古車としての輸出は可能ですか？

（ A ）

1 . 使用済自動車として引き取った場合、その後の再販、中古車輸出は原則不可
引取業者が使用済自動車として引き取り、電子マニフェストによる引取報告を行った場合、その情報は情報管理センターから国土交通省等に報告され、その後中古新規登録・検査、輸出抹消仮登録申請・輸出予定届出は不可能となります。このため、使用済自動車として引き取った後の再販、中古車輸出は不可となり、中古車として下取った自動車のみその後の再販、中古車輸出が可能となります。

また、中古車として下取った場合と、使用済自動車として引き取った場合は、リサイクル料金に関するやり取りが異なります。このため、使用済自動車として引き取った自動車を中古車として下取ったとするためには、改めてお客様とのリサイクル預託金相当額に関するやり取りが発生することとなり、この点からも使用済自動車として引き取った後の再販、中古車輸出は極めて困難となります。

使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いはQ 8 へ

さらに、使用済自動車として引き取った場合、車検証の残存期間に応じた自動車重量税の還付制度が創設されたため、使用済自動車として引き取った自動車を中古車として下取ったとするためには、お客様に対して自動車重量税の還付が受けられなくなることをご納得頂くことも必要となります。

自動車重量税の還付制度についてはQ 1 3 へ

Q 8 使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いは何ですか？

(A)

1 . リサイクル料金に関するやり取りの違い

(1) 中古車として下取る場合

リサイクル料金が未預託の場合

- 車両価格のみを譲渡者（お客様）にお支払いします。リサイクル料金に関するやり取りはありません。

リサイクル料金が預託済みの場合

- 車両価格に加えリサイクル預託金（ ）相当額を譲渡者（お客様）に中古車売買代金に含めて支払うことが必要です。

() リサイクル預託金： a シュレッダーダスト料金、 b エアバッグ類料金、 c フロン類料金、 d 情報管理料金の合計額（ e 資金管理料金は含まない）

(2) 使用済自動車として引き取る場合

リサイクル料金が未預託の場合

- 最終所有者（お客様）にリサイクル料金をお支払い頂くことが必要です。

リサイクル料金預託済みの場合

- リサイクル料金に関するやり取りはありません。

2 . 自動車重量税還付制度の存在

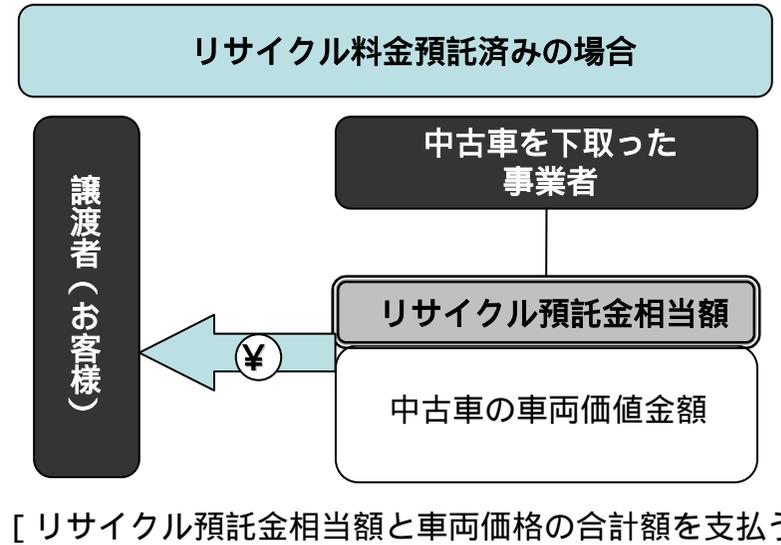
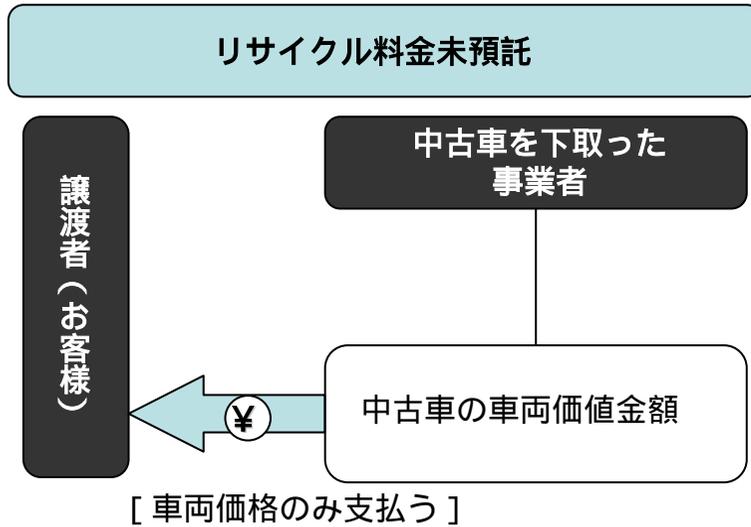
使用済自動車を引取業者へ引き渡した最終所有者（お客様）は、当該使用済自動車の車検証の残存期間に於じて自動車重量税の還付が受けられません。（中古車流通時には、自動車重量税の還付制度はありません。） 詳細はQ 1 3へ

3 . 道路運送車両法に基づく永久抹消登録・解体届出の必要性

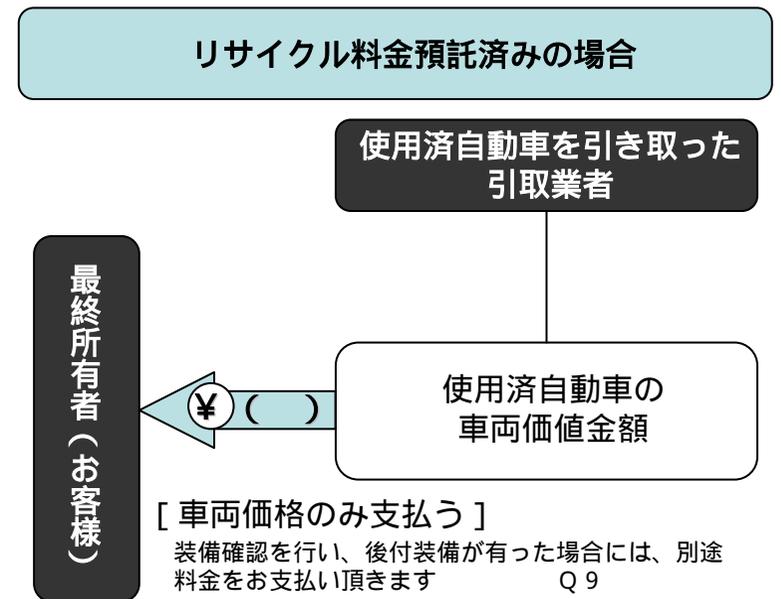
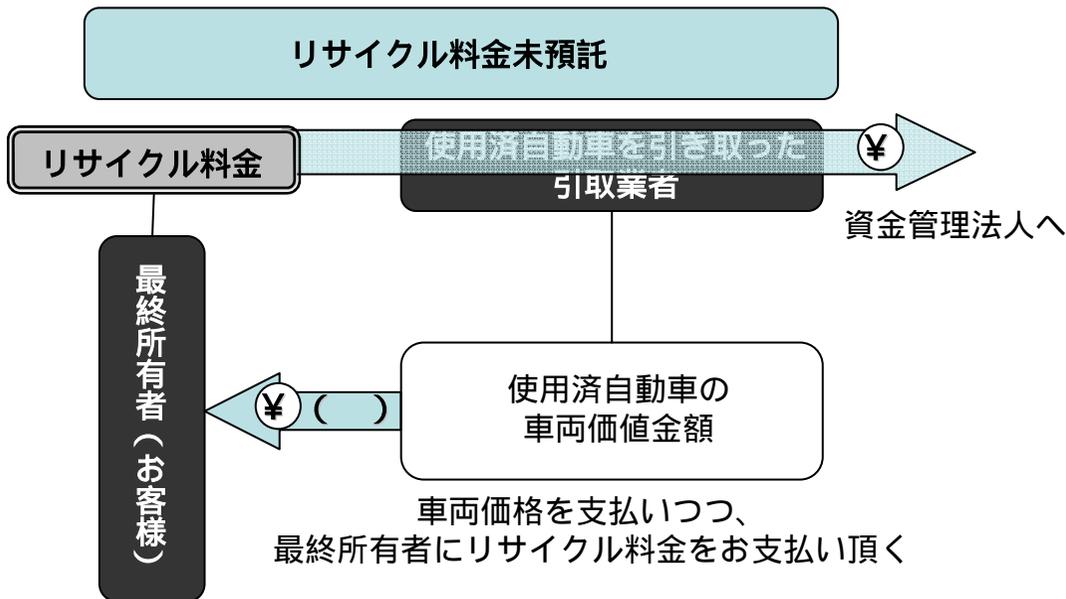
使用済自動車を引取業者へ引き渡した最終所有者（お客様）は、当該使用済自動車解体されたことを引取業者から連絡を受けた後に、道路運送車両法に基づく永久抹消登録・解体届出を行うことが必要です。 詳細はQ 1 3へ

1. リサイクル料金に関するやり取りの違い

(1) 中古車として下取る場合



(2) 使用済自動車として引き取る場合



() 自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託頂くこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。

使用済自動車（廃車）の引取りについて

- 具体的実務 -

Q 9 引取業者は、何を行う必要がありますか？

(A)

1 . 標識の掲示

タテ・ヨコ20cm以上の大きさで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示。(自治体からの登録通知書の掲示でも可)

2 . 装備・預託確認と引取時預託

使用済自動車を引き取る際に、フロン類、エアバッグ類の装備の有無を確認して、これをパソコン画面上で入力し、リサイクル料金が預託されているか否かを確認。

(リサイクル料金が預託されていないと、使用済自動車を引き取れません。)

リサイクル料金が預託されていない場合は、コンビニエンスストア・郵便局を利用したりリサイクル料金の支払いを実施。

3 . 使用済自動車の引取りと電子マニフェストによる引取報告の実施

4 . 引取証明書の交付

最終所有者に対し、使用済自動車を引き取ったことを証明する書面を交付。

リサイクル券が有る場合、B券の活用が可能。リサイクル券が無い場合、専用の様式を電子マニフェストシステムを利用して印刷し、これを活用することが可能。

5 . 使用済自動車の引渡しと電子マニフェストによる引渡報告の実施

6 . 使用済自動車が確実に解体されたことを確認し、最終所有者に通知

本年1月1日以降に使用済自動車として引取業者が引き取ったクルマについては、

最終所有者は、道路運送車両法の永久抹消登録・解体届出を行う

車検の残存期間に応じて自動車重量税が最終所有者に還付される

こととなっています。

上記は、使用済自動車が解体されたことが確認されて初めて手続きが可能となり、その状況については引取業者がパソコン画面上で確認し、最終所有者に通知することが必要。

引取業者の実務詳細については、<http://www.jarp.org/06/shiryu02.html> 参照

Q10 「自動車リサイクルシステム」とは何ですか？また、システム登録完了後送付されてくる「事業所コード」と「パスワード」とは何ですか？

(A)

1. 「自動車リサイクルシステム」

「自動車リサイクルシステム」(<http://www.jars.gr.jp/>)とは、自動車リサイクル法の関連事業者にご利用頂く情報システムの総称です。リサイクル料金の預託、引取・引渡報告等のパソコン上の作業はこのシステムの上で行うこととなります。

引取業者の実務は、「自動車リサイクルシステム」上で、以下のとおり行います。

(1) ホームページ上で「事業者向け」を選択(クリック)

(2) 事業者向けメニューにおいて

使用済自動車の引取時(前ページの2.~4.)の実務については、「引取業者(使用済自動車引取時)」を選択(クリック)

使用済自動車の引取以外(前ページの5.~6.)の実務については、「引取業者(引取報告以外の移動報告)」を選択(クリック)

2. 「事業所コード」と「初期パスワード」について

「事業所コード」と「初期パスワード」は、資金管理システム、電子マニフェストシステムにおいて「誰が(どの事業所が)」「何を(例えば、引取工程か、解体工程か)」されるのかを把握するための番号となっており、「事業所ごと」「作業工程ごと」に採番されます。

事業所コードは12桁の数字となっています。

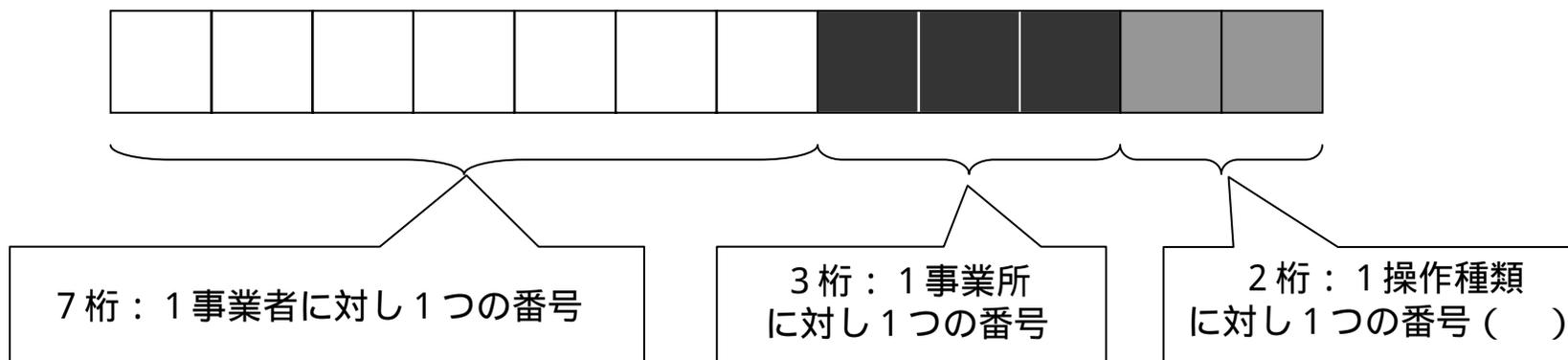
「事業所コード」は自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した際に送付される「システム登録完了通知書」に記載されていますので、お間違えのないようご確認下さい。

初期パスワードは、各事業者の方が自由に変更することが可能ですが、変更後のパスワードをお忘れになった場合は、自動車リサイクルシステムコンタクトセンターにご連絡頂くことが必要ですので、パスワードを変更された場合は、忘れることのないよう必ずメモして頂くなどお手元にお控え頂くようお願い致します。（問い合わせ頂いた場合にも、約1週間程度の期間が必要となります。）

例えば、引取業者、フロン回収業者、解体業者を兼ねている場合には、複数の事業所コードと初期パスワードが送付されることとなります。

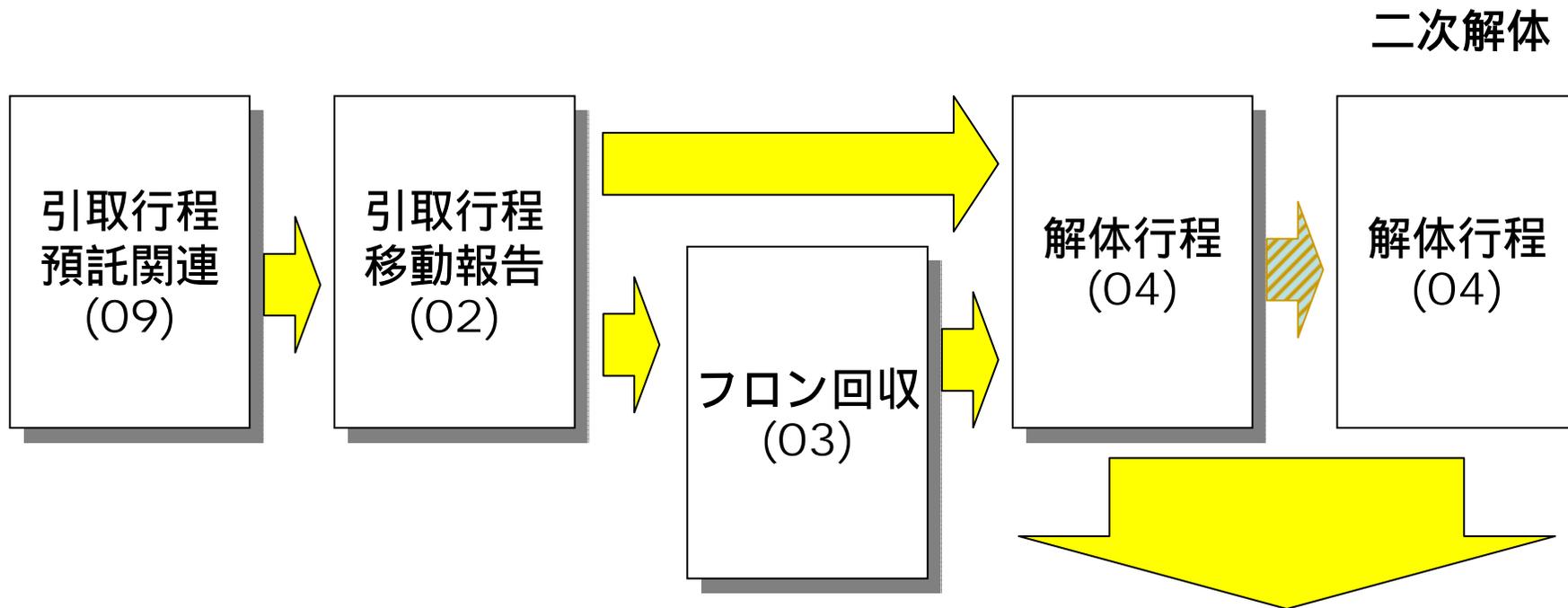
その場合、12桁の事業所コードは以下のような構成となっていますので、それぞれの事業所コードに関し「誰が」「何を」する際に利用するものなのか、必ずご確認くださいようお願い致します。

< 「事業所コード」の体系 >



（ ）具体的には、各工程毎に下2桁が次ページのように採番されています。

移動報告の順序と各工程の事業所コード



箱の中に示した数字は、
事業所コードの末尾 2 桁です

| | |
|-------|-----------|
| 全部利用者 | 破砕行程 (05) |
| | 破砕行程 (05) |

Q 1 1 引取業者として廃車を引き取る際のリサイクル料金の預託申請・確認時に注意すべき点は何ですか？

(A)

1. 装備情報の入力

引取業者の方は、自動車リサイクル法上リサイクル料金の預託申請・預託確認時にフロン類とエアバッグ類の装備の有無をシステム入力することで、リサイクル料金が預託されているか否かをご確認頂くことが義務付けられております。

このため、フロン類とエアバッグ類の装備の「有」「無」を間違えずに入力頂くようお願い致します。

仮に装備情報を間違えて入力すると、引取業者において修正をすることが必要となります。

フロンの種別、フロンの有無、エアバッグの有無については、移動報告や預託の状況によっては、パソコンで修正が可能です。「パソコンを利用した預託確認・移動報告詳細マニュアル」168～195ページに詳しい説明があります。

上記では対応できない場合は、自動車リサイクルシステムセンターにご連絡頂いた上で、必要書類をご提出頂くなど、煩雑な取消作業をお願いし、また取消が完了するまで一定期間を要することとなります。

フロン類、エアバッグ類の装備の有無の確認方法については、詳細マニュアル等と一緒に送付された「引取業者用の下敷き」をご参照下さい。

2. 引取証明書の印刷

引取業者の方は、自動車リサイクル法上使用済自動車を引き取った時は、最終所有者（お客様）に対し引取証明書を交付することが義務付けられております。

リサイクルシステムの預託状況を確認する画面において、引取証明書の様式を印刷して頂き最終所有者（お客様）に交付して頂くと便利です。

印刷せずに引取報告まで終了すると引取証明書の様式は印刷できません。 その場合、次ページの様式をコピーしてご利用頂くと便利です。

また、引取証明書の様式については、以下の流れで自動車リサイクルシステムホームページから印刷することも可能です。

- (1) お手元のパソコンでインターネットに接続して頂いた上で<http://www.jars.gr.jp/> を入力
- (2) ホームページ上で「事業者向け」を選択（クリック）
- (3) 事業者向けメニューにおいて「引取業者（使用済自動車引取時）」を選択（クリック）
- (4) 引取業者（使用済自動車引取時）のページにおいて右側にある「引取証明書」を選択（クリック）

リサイクル券がある場合は、リサイクル券のB券をご利用頂けます。なお、廃車時にリサイクル料金を預託した場合、預託時点でのリサイクル券の発行はできませんのでご注意ください。

使用済自動車引取証明書

引取日： 年 月 日

| | |
|----------------------|--|
| リサイクル券番号 (移動報告番号) | |
| 車台番号 | |
| 車名 | |
| 預託金額 (消費税込み) | |

< 引渡者 >
氏名・名称
.....
< 引取業者 >
登録番号
.....
氏名・名称
.....
事業所名称
.....

所在地
.....
TEL.
.....

本券は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取を求めた者に交付する書面となります。

< 切り取り >

資金管理料金受領証

| | |
|----------|--|
| リサイクル券番号 | |
| 車台番号 | |
| 車名 | |

受領金額
(消費税込み)

財団法人
自動車リサイクル促進センター
年 月 日 発行

< 切り取り >

移動報告車両情報

| | |
|--------|--|
| 移動報告番号 | |
| 車台番号 | |
| 車名 | |
| 型式 | |
| 備考 | |

Q 1 2 廃車時にリサイクル料金を照会したのにリサイクル料金が設定されていない場合どうすれば良いですか？

(A)

1. リサイクル料金が設定されている車両の範囲

リサイクル料金は自動車メーカー・輸入業者が設定することとなっていますが、以前に一時抹消登録が行われた自動車など、以下の車両にはリサイクル料金が設定されておりません。

<リサイクル料金が設定されていない自動車>

| 種類 | リサイクル料金が設定されていない自動車の範囲 |
|-------|--------------------------------|
| 登録自動車 | 平成11年3月31日以前に一時抹消し、現在も抹消中の車両 |
| 軽自動車 | 平成15年12月31日以前に検査証返納し、現在も返納中の車両 |

2. リサイクル料金設定依頼の方法

上記の車両について、廃車として引き取る場合は、自動車メーカー・輸入業者にリサイクル料金を設定してもらう必要があります。

具体的には、以下の流れでリサイクル料金の設定依頼を行って下さい。

- (1) お手元のパソコンでインターネットに接続して頂いた上で<http://www.jars.gr.jp/> を入力
- (2) ホームページ上で「事業者向け」を選択(クリック)
- (3) 事業者向けメニューにおいて「引取業者(使用済自動車引取時)」を選択(クリック)
- (4) 引取業者(使用済自動車引取時)のページにおいて右側にある「料金設定依頼書(車両検索ができなかった場合)」を選択(クリック)
- (5) 料金設定依頼書・車両情報届出書を印刷し、必要事項を記入して頂き、一時抹消登録証明書等と合わせて(財)自動車リサイクル促進センターへFAX送信「03-3629-7528」(FAXを送信頂ければ電話連絡は不要です)
 - () 料金設定依頼書・車両情報届出書については、次ページ以降のものをコピーして頂いても結構です。記入方法参照。
 - () 必ず一時抹消登録証明書等の添付書類を合わせてFAXして下さい。添付書類が無い場合、リサイクル料金の設定ができません。一時抹消登録証明書等が無い場合、登録事項等証明書を添付して下さい。
- (6) リサイクル料金の設定は、概ね1週間程度で完了します。
- (7) リサイクル料金の設定が完了しましたら、その旨(財)自動車リサイクル促進センターから電話にてご連絡致します。

料金設定依頼書

下記自動車に係る情報の届出及び料金の設定について依頼致します。
(太枠内をご記入下さい。)

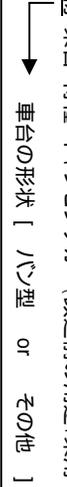
| | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 申請目的 (どちらかに をつけてください) | 1 引取り ・ 2 中古新規 ・ 3 その他 | | | | | | | | | |
| | (フリガナ) | | | | | | | | | |
| 申請者の氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名) | (フリガナ) | | | | | | | | | |
| | 〒 | | | | | | | | | |
| 申請者の住所又は所在地 (法人その他の団体にあつてはその事務所の所在地) 下記 IDを記入した場合は、住所の記入は不要です。 | ID(登録している方のみ) 1 | | | | | | | | | |
| | 電話番号 / FAX 番号 | 電話: | FAX: | | | | | | | |
| 担当者名 | | | | | | | | | | |
| 車名(メーカー名) | | | | | | | | | | |
| 通称名(モデル名) | | | | | | | | | | |
| 車台番号(又はシリアル番号) | | | | | | | | | | |
| 登録番号 / 車両番号 2 | | | | | | | | | | |
| エアバッグ類の有無 (どちらかの番号に をつけてください) | 1 有 | 2 無 | | | | | | | | |
| フロソソ類の有無 (どちらかの番号に をつけてください) | 1 有 | 2 無 | | | | | | | | |
| 添付書類 3 | 該当する番号に をつけてください。 1 抹消登録証明書、2 自動車検査証返納証明書(軽自動車検査証返納確認書)、3 自動車検査証(有効期限切れ) 4 車両情報届出書 4 5 その他(具体的に記述してください):() | | | | | | | | | |

- 1 自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、12桁の事業所コードを記入してください。
- 2 登録番号 / 車両番号が無い場合は、記載不要です。
- 3 添付書類(写し)を本紙とともにFAXして下さい。(必ず添付してください)
- 4 抹消登録証明書等、車台番号を公的に証明する書類が無い車両を引き取る際は、車両情報届出書の記入・届出が必要となります。

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター TEL: 03 - 5673 - 7396

車両情報届出書

下記自動車に関する情報の届出について依頼致します。
(太枠内をご記入下さい。 ・ は該当する箇所に丸印を付けて下さい。)

| | |
|--|--|
| 申請者の氏名又は名称 | (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名) (フリガナ) |
| | (法人その他の団体にあつてはその事務所の所在地) (フリガナ) 〒 |
| 申請者の住所又は所在地 下記 ID を記入した場合は、住所の 記入は不要です | |
| ID(登録している方のみ) 1 | |
| 電話番号 / FAX番号 | 電話: FAX: |
| 担当者名 | |
| 車名(メーカー名) | |
| 通称名(モデル名) | |
| 車台番号(又はシリアル番号) | |
| 登録車 / 軽自動車区分 | 登録車 ・ 軽自動車 |
| 用途 | 乗用・貨物・乗合・特種・キャンピングカー(改造前の用途:乗用・貨物・乗合) 2  [バック型 or その他] |
| 全長 (cm) | |
| 全幅 (cm) | |

1 自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、12桁の事業所コードを記入してください。

2 特種車(8 ナンバー)で登録を予定されている自動車の場合は、特種に丸印するほかに改造前の用途(乗用、貨物、乗合より選択)にも丸印を付けて下さい。

<車台番号の石摺り>

石摺り貼り付け欄

| |
|--|
| |
|--|

本届出書は、料金設定依頼書と必ず一対で提出してください。

車両情報届出書

下記自動車に関する情報の届出について依頼致します。
(太枠内をご記入下さい。 ・ は該当する箇所に丸印を付けて下さい。)

| | | |
|--|---|------------------------------|
| 申請者の氏名又は名称 | (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名) (フリガナ) アールズリジトラウシヤカーナシヤ カンキョウタロウ | |
| | 自動車株式会社 環境 太郎 | |
| 申請者の住所又は所在地 下記 ID を記入した場合は、住所の記入は不要です | (法人その他の団体にあつてはその事務所の所在地) (フリガナ) トウキョウトミナトクシバダイモン 〒123 - 1234 東京都港区芝大門 X - X - X | |
| | ID(登録している方のみ) 1 | |
| 電話番号 / FAX番号 | 電話: 03 - 1234 - 5678 | FAX: 03 - 1234 - 5678 |
| 担当者名 | リサイクル 一郎 | |
| 車名(メーカー名) | 日本 自動車 | |
| 通称名(モデル名) | | |
| 車台番号(又はシリアル番号) | A12B-1234567 | |
| 登録車 / 軽自動車区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 有 | <input type="checkbox"/> 2 無 |
| 用途 | <input checked="" type="checkbox"/> 乗用 貨物 乗合 特種・キヤビンゲカー (改造前の用途: 乗用・貨物 乗合) 2 | |
| | 車台の形状 バン型 or その他 1 | |
| | 全長 (cm) | 2500 cm |
| 全幅 (cm) | 1500 cm | |

1 自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、12桁の事業所コードを記入してください。

2 特種車(8 ナンバー)で登録を予定されている自動車の場合は、特種に丸印するほかに、改造前の用途(乗用、貨物、乗合より選択)にも丸印を付けて下さい。

<車台番号の石摺り>

石摺り貼り付け欄

A12B-1234567

本届出書は、料金設定依頼書と必ず一対で提出してください。

Q 1 3 抹消登録制度・自動車重量税還付制度とはどのような制度か？

(A)

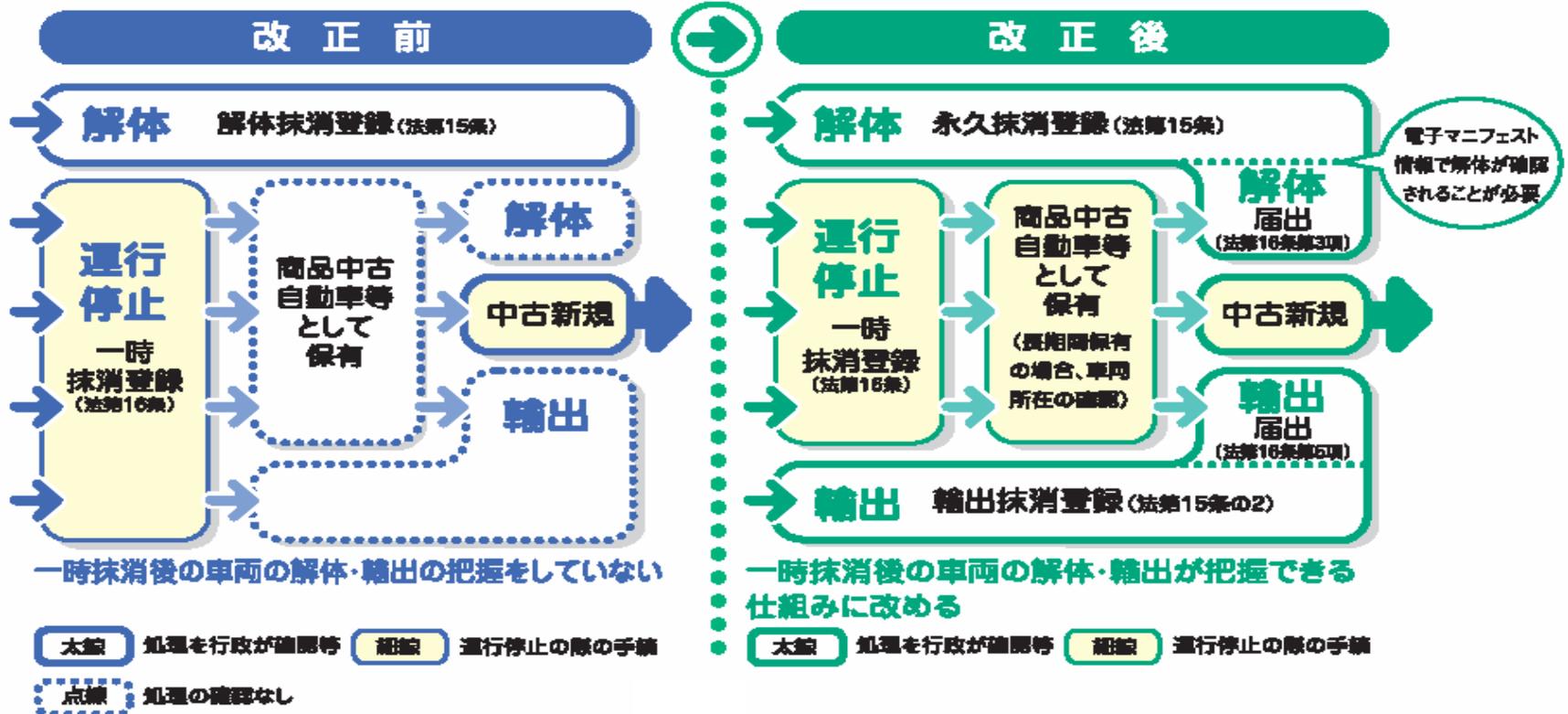
1. 道路運送車両法の改正内容

これまでは、一時抹消登録（使用中止の車検証の返納）を行った後、解体あるいは輸出を行った場合でもあっても何ら運輸支局等への手続きは不要でしたが、今後は必ず届出が必要。中古車として輸出する場合は、輸出抹消仮登録申請又は輸出予定届出が必要。

また、これまでは産廃マニフェストのB2票や解体業者が発行する解体証明を利用して永久抹消登録（解体事由）を行っていましたが、今後、永久抹消登録（解体事由）・解体届出は、引取業者が、自らが引き取った使用済自動車が解体されたことをパソコン画面上で確認し、これを最終所有者に通知して行うこととなります。

なお、申請手続きを従来通り引取業者が代行することも想定されます。

[抹消登録制度の改正]



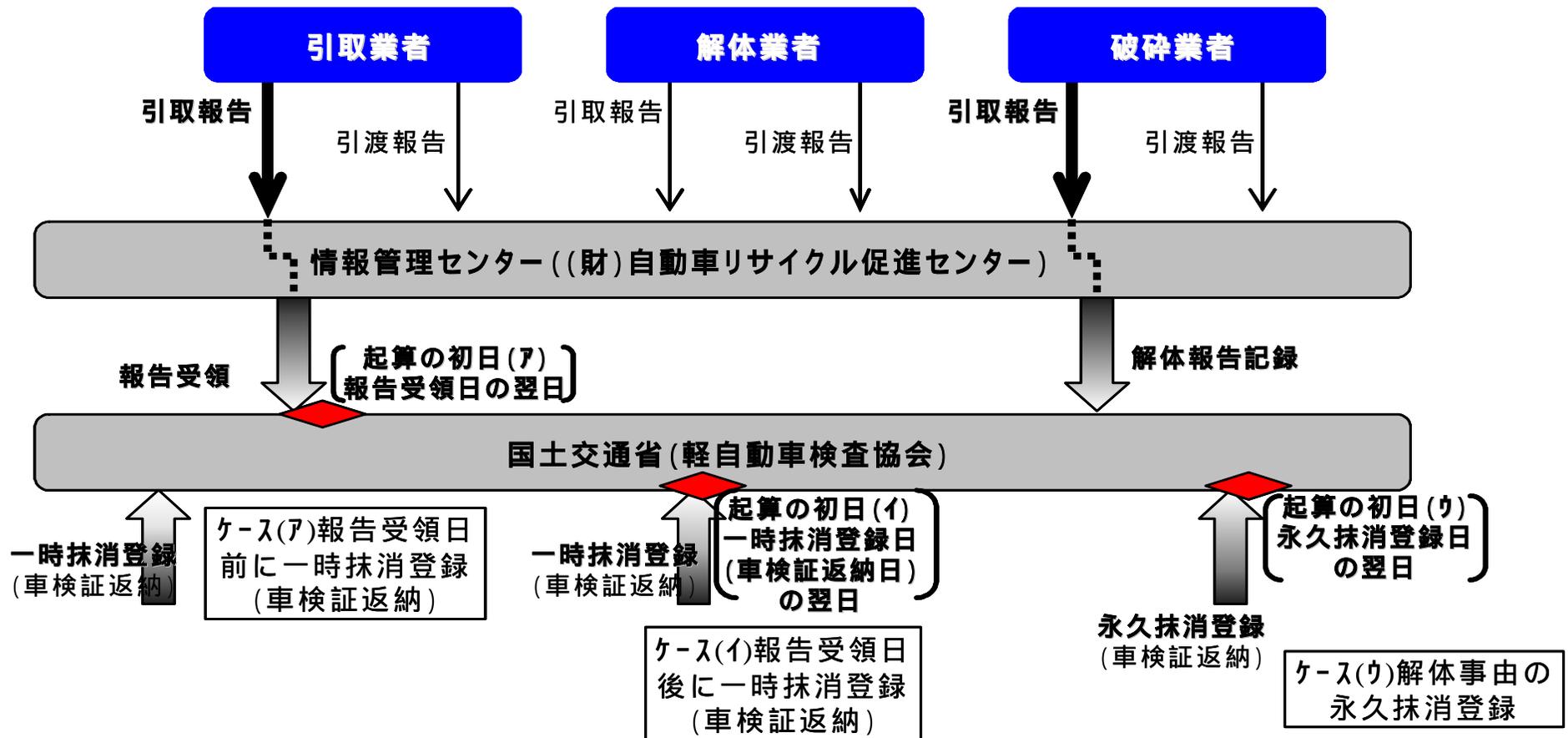
2. 自動車重量税の還付制度

自動車重量税の還付制度は、使用済みとする時（ ）の車検証の残存期間に応じて最終所有者に自動車重量税を還付する制度です。

自動車重量税の還付申請は、永久抹消登録申請（解体事由）・解体届出と同時に運輸支局等に行います。

（ ）『引取業者の引取報告の翌営業日と一時抹消登録日のどちらか遅い日』または『永久抹消登録日』の翌日が車検証の残存期間を計算する際の起算日となる。

また、還付金額は月割りで計算し、端数は切り捨てとなります。



3. 永久抹消登録申請・解体届出、自動車重量税還付申請の具体的方法

(1) 申請書の様式

永久抹消登録申請書・解体届出書と自動車重量税の還付申請書は以下のように一体の様式となっており、必要事項を記入して運輸支局等に提出して頂くことが必要です。

第1号様式

| | | | |
|---|--|------------------------------------|---|
| | <input type="checkbox"/> 永久抹消登録申請書 <input type="checkbox"/> 解体届出書 | 自動車重量税還付申請書 | 第3号様式の3 |
| ①業務種別 ②出張 ③加算 ④制限解除 ⑤重量税還付申請の有無 ⑥自動車登録番号 | ⑦解体届出(解体) ⑧訂正 ⑨償還 ⑩全額除 ⑪相当額戻 | ⑫車台番号 | |
| 自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。) | | ⑬移動報告番号 | |
| 申請書 | ⑭氏名又は名称 (法人の場合、総称名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。) 人種区分 フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「ク」と記入。) 1 個人 2 法人 | | カナ補完区分 1 補完有 |
| | 漢字で記入して下さい(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「ク」と記入) | | 漢字補完区分 1 補完有 2 外字有 3 補完、外字有 |
| | ⑮住所 住所コードで記入してください。(都、県、支庁、標準時区) (都道府県市区郡コード 町村コード 小字コード) 丁目 1000番台以上の住所を記入して下さい | | 住居補完区分 1 補完有 |
| | ⑯郵便番号 | ⑰電話番号 (市外局番、市内局番、加入番号等を左詰で記入) | ⑱代理受領者有無区分 ⑲共同所有者区分 1 代理受領者なし 1 共同所有者有 |
| 振込先口座 | ⑳金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「9 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入。) | | ㉑金融機関種別 ①郵便局 ②信用組合 ③農協 ④協同組合 ⑤その他 ⑥銀行 ⑦労働金庫 ⑧信用金庫 ⑨信用協同組合 ⑩信用協同組合 ⑪信用協同組合 ⑫信用協同組合 |
| | ㉒支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名称に種別まで記入。) | | ㉓支店種別 1 本店 2 出張所 3 本所 4 支所 5 本所 6 支所 7 本店 8 支所 9 その他 |
| | ㉔口座番号又は記号番号 | | ㉕産種別 1 普通預金 2 当座預金 3 特種預金 4 通知預金 5 引当預金 6 貯蓄預金 7 引当預金 8 貯蓄預金 9 その他 |
| 代理受領書 | ㉖氏名又は名称 (法人の場合、総称名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。) フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「ク」と記入。) 漢字で記入して下さい(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「ク」と記入) | | カナ補完区分 1 補完有 |
| | ㉗住所 住所コードで記入してください。(都、県、支庁、標準時区) (都道府県市区郡コード 町村コード 小字コード) 丁目 1000番台以上の住所を記入して下さい | | 漢字補完区分 1 補完有 2 外字有 3 補完、外字有 |
| | ㉘郵便番号 ㉙電話番号 (市外局番、市内局番、加入番号等を左詰で記入) | | 住居補完区分 1 補完有 |
| 申請人・届出人 (所有者) 氏名又は名称 _____ 印 住所 _____ | 申請代理人 氏名 _____ 印 住所 _____ | 代理受領者 氏名又は名称 _____ 住所 _____ | 運輸支局長 殿 運輸監理部長 殿 税務署長 殿 平成 年 月 日 |
| 解体報告記録がなされた年月日 平成 年 月 日 | | 還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表1のとおり | |

(2) 申請の委任

代理人が永久抹消登録申請・解体届出と自動車重量税の還付申請を行う場合は、その権限を証する書面として以下の委任状の添付が必要となります。

なお、1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請を行う場合は、使用済自動車の所有者（申請人）の印鑑証明が必要です。

また、国税通則法に基づき、還付申請書の申請代理人の氏名欄には押印が必要となりますので、ご注意ください。

| 委 任 状 | | | | | |
|---|--|---|----------------|--|--|
| 受任者 | 氏 名 | | | | |
| | 住 所 | | | | |
| 上記の者に下記自動車の | <table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請</td><td style="width: 50%; padding: 0 10px;">} に関する権限を委任する。</td></tr></table> | 1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請 | } に関する権限を委任する。 | | |
| 1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請 | } に関する権限を委任する。 | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 50%;">自動車登録番号</th><th style="width: 50%;">車台番号</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 30px;"></td><td></td></tr></tbody></table> | | 自動車登録番号 | 車台番号 | | |
| 自動車登録番号 | 車台番号 | | | | |
| | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | |
| 委任者(使用済自動車の所有者) | | | | | |
| (フリガナ) <input style="width: 90%;" type="text"/> | | | | | |
| 氏名又は名称 | 印 | | | | |
| <hr style="border: 1px solid black;"/> | | | | | |
| 住 所 | | | | | |
| <hr style="border: 1px solid black;"/> | | | | | |

(3) 還付金の受領委任

代理人が還付金を受領しようとする時は、その権限を証する書面として以下の委任状が必要となります。

また、受領権限の委任状は使用済自動車の最終所有者（申請人）の自筆による署名が必要です。

委 任 状

受任者 氏 名

住 所

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

| 自動車登録番号 | 車台番号 |
|---------|------|
| | |

平成 年 月 日

委任者(使用済自動車の所有者)

(フリガナ)

氏名又は名称

印

住 所

御 ① 委任状は、委任者が自署・押印してください。

注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

(4) 自動車重量税の還付申請時に交付される書面

自動車重量税の還付申請を行った場合は、運輸支局等より以下の書面が交付されます。
掲載事項をご確認頂き、誤りがあった場合は速やかに申し出るようにして下さい。

第2号様式

自動車重量税還付申請書付表1

(申請者用)

平成17年 4月 1日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

| | | | |
|---------------|------------|-----------------------------------|---------------|
| ○自動車登録番号 | 品川500さ1234 | ○車台番号 | NCR33-1234567 |
| ○還付を受けようとする金額 | 12,600円 | | |
| ○申請者 | 氏名又は名称 | コクド タロウ | |
| | | 国土 太郎 | |
| | 郵便番号 | 100-8919 | |
| | 住所 | 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3 | |
| | 電話番号 | 03-5253-8111 | |
| ○代理受領者 | 氏名又は名称 | カブシキガイシャ コクドコウツウモータースシステムサービスジャパン | |
| | | 株式会社 国土交通モータースシステムサービス (補充有) | |
| | 郵便番号 | 100-8919 | |
| | 住所 | 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3 | |
| | 電話番号 | 03-5253-8112 | |
| ○振込先口座 | 金融機関名・支店名 | 千代田銀行霞ヶ関支店 | |
| | 口座種類 | 普通預金 | |
| | 口座番号 | 1234567 | |

※ 還付を受けようとする金額の計算方法

納付された自動車重量税相当額 × 確定日(租税特別措置法行令第五十一条の二第三項)の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数(一月未満切捨て) ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 37,800円 × 8月 ÷ 24月
(参考) 納付された自動車重量税額 37,800円、自動車検査証の有効期間の月数 24ヶ月、
確定日 平成17年 4月 1日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成17年12月10日

《お知らせ》後日、所轄税務署から7書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等
ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

(日本工業規格A列4番)

中古車の売買について

Q14 リサイクル料金の会計処理の方法は？

(A)

1. 新車購入時、継続検査時・構造等変更検査時・中古新規登録検査時に預託した際の取扱い
[預託した自動車所有者における会計処理]

リサイクル料金のうち、aシュレッダーダスト料金、bエアバッグ類料金、cフロン類料金、d情報管理料金については、預託した自動車所有者の資産に位置付けられるため、これらに関して会計処理を行う場合は、資産勘定に計上して下さい（リサイクル預託金）。費用処理はできません。

一方、e資金管理料金は、支払った時点で費用処理が可能です。

| リサイクル料金の項目 | 科目 | |
|--------------|--------------|---|
| aシュレッダーダスト料金 | リサイクル 預託金 | 1. 新車購入時、継続検査時・構造等変更検査時・中古新規登録検査時に預託した際の取扱い 所有者の資産として計上 2. リサイクル預託金預託済み自動車の中古車売買時の取扱い 新所有者が旧所有者に車両価値金額に加えてリサイクル預託金相当額を中古車売買代金の中に含めて支払う 新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金を現金に振替え（購入時と譲渡時で同額のリサイクル預託金相当額の授受を行うため課税所得は生じない） リサイクル預託金相当額の授受は、金銭債権の譲渡であるため、消費税法上の非課税取引となる（車両価格は課税取引であるため、別々の会計処理が必要） 3. 使用済自動車を引取業者へ引き渡した際の取扱い 使用済自動車を引取業者に引き渡した時点で資産として計上していたリサイクル預託金の費用処理が可能 リサイクル料金が未預託の自動車で、使用済自動車を引取業者に引き渡す際にリサイクル料金を支払った場合は、その時点で全ての料金について費用処理が可能 |
| bエアバッグ類料金 | | |
| cフロン類料金 | | |
| d情報管理料金 | | |
| e資金管理料金 | 費用 | 支払った時点で費用処理が可能 |

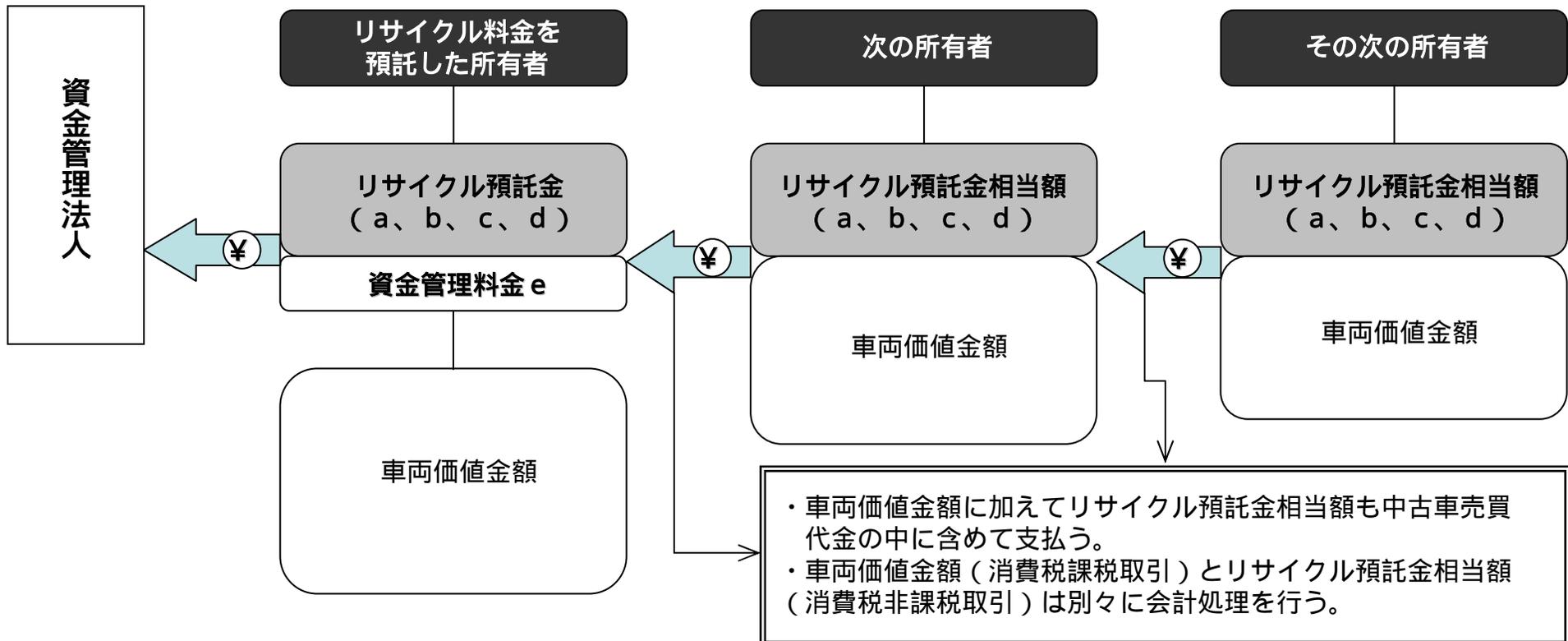
2. リサイクル料金預託済みの自動車の中古車売買時の取扱い

[中古車売買の当事者における金銭の授受及び会計処理]

リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が、譲渡した旧所有者に対し、車両価値金額に加えリサイクル預託金相当額も中古車売買代金の中に含めて支払うことが必要です。

新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金額を現金に振り替えます。

新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になり、このため購入時と譲渡時では同額のリサイクル預託金額の授受を行うため、課税所得は生じません。リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡と整理されるため、消費税法上の非課税取引となります。このため、車両価値金額とリサイクル預託金相当額は、別々に会計処理を行うことが必要です。



3．使用済自動車を引取業者へ引き渡した際の取扱い

[最終所有者における会計処理]

(1) リサイクル料金預託済みの自動車を**使用済自動車**にする場合

使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で、それまで資産として計上していたリサイクル預託金を費用処理することが可能となります。

なお、使用過程中に**エアコンを後付装備した場合**など、使用済自動車を引取業者に引き渡す時点で、既にリサイクル料金が預託されているものの、一部にリサイクル料金未預託の装備があり、これに関する支払いが必要となる（この場合、フロン類のリサイクル料金及び資金管理料金の支払いが必要）場合は、それまで資産として計上していたリサイクル預託金とその時点で支払う料金の全てを費用処理することが可能です。

(2) リサイクル料金未預託の自動車を**使用済自動車**にする場合

使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で支払った全ての料金について、その時点で費用処理することが可能です。

Q 1 5 自動車の注文書上のリサイクル料金・リサイクル預託金の取扱いは？

(A)

1 . 新車販売時の注文書

車両本体価格とリサイクル料金の額の双方を注文書に表示して下さい。

リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

2 . 中古車販売時の注文書

(1) リサイクル料金未預託の自動車を販売する際の取扱い

リサイクル料金の預託が必要な場合 (車検切れ車両、一時抹消登録車両)

車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。

リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

リサイクル料金の預託が不要な場合 (車検残り車両、登録車両)

これまで通り、車両価値金額を注文書に表示して下さい。

(2) リサイクル料金預託済みの自動車を販売する際の取扱い (以下のいずれの方法でも可)
販売価格に含めないで表示

[A] リサイクル預託金相当額を注文書に表示

リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示

この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります

[B] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面 (通知書) により明示

リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、商談時に別書面 (通知書) により明示

(別書面 (通知書) は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要)

販売価格に含めて表示

[A] リサイクル預託金相当額を注文書に表示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示

この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります

[B] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面（通知書）で明示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、別書面（通知書）により明示

（別書面（通知書）は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要）

[C] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、リサイクル券で明示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、リサイクル券により明示（リサイクル券が紛失された場合、リサイクル券を再発行する、又は別書面（通知書）により明示）

この場合であっても、リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡であり、消費税法上の非課税取引となりますので、車両価値金額とは別に会計処理を行うことが必要です。

3. リサイクル預託金預託済み中古車下取時の注文書（以下のいずれの方法でも可）

下取価格に含めないで表示

中古車販売時と同様に、 － [A] 又は － [B]

下取価格に含めて表示

中古車販売時と同様に、 － [A] 又は － [B] 又は － [C]

4 . 使用済自動車引取時の注文書

- (1) リサイクル料金未預託 (後付装備がある場合の一部未預託の場合を含む) の使用済自動車を引き取る際の取扱い (引取時にリサイクル料金の預託が必要な場合)
車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。
リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。
- (2) リサイクル料金預託済みの使用済自動車を引き取る際の取扱い (引取時にリサイクル料金の預託が不要な場合)
これまで通り、車両価値金額 () を注文書に表示して下さい。
- () 自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託頂くこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。なお、使用済自動車の状態によっては処理費用が必要な場合もあり、また引取業者が運搬を行った場合において発生する費用については、最終所有者に請求することも可能です。

[リサイクル預託金預託済みの中古車販売・下取時の注文書等のイメージ]

車両価値金額：105万円（消費税込み）、リサイクル預託金相当額：1万5千円の場合

- [A] : 販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示

| |
|---------------------------------|
| 注文書 |
| 販売価格：105万円 リサイクル預託金相当額：1.5万円 |
| 印紙200円 |

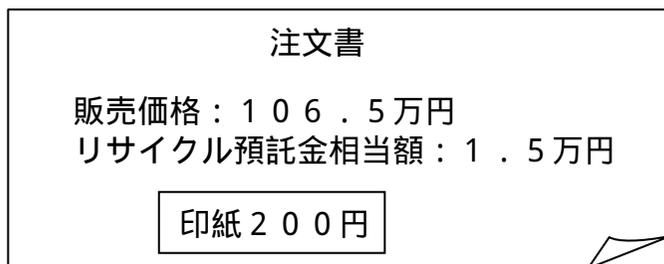
- [B] : 販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示

| |
|------------|
| 注文書 |
| 販売価格：105万円 |

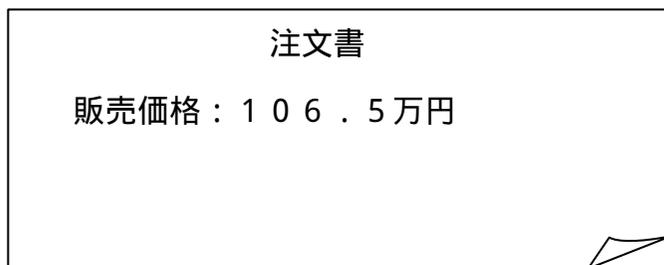
+

| |
|-----------------------|
| 別書面（通知書） |
| リサイクル預託金相当額 ：1.5万円 |

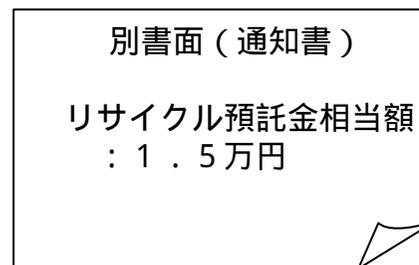
- [A] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示



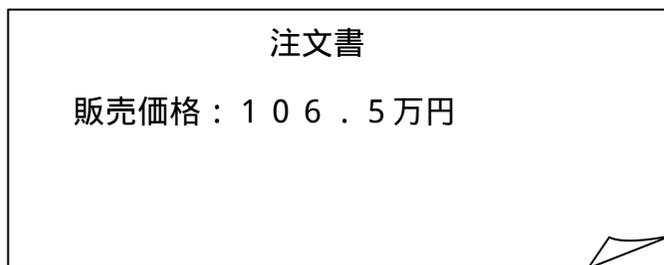
- [B] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示



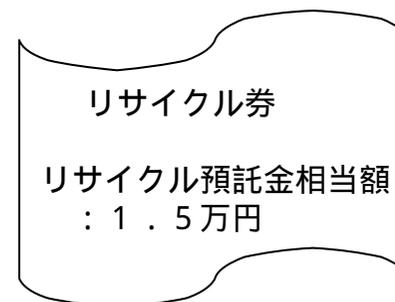
+



- [C] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額はリサイクル券で明示



+



Q16 リサイクル料金預託済みの中古車を輸出した場合のリサイクル料金の返還を受けるにはどのようにすれば良いのか？

(A)

1. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

リサイクル料金が預託されている自動車の中古車として輸出した場合には、輸出した者(主として中古車輸出業者を想定)からの申請に応じ、資金管理人からリサイクル預託金相当額(aシュレッダーダスト料金、bエアバッグ類料金、cフロン類料金、d情報管理料金の合計額)から一定の手数料(輸出返還手数料)を差し引いた額が返還されます。

2. リサイクル料金の返還申請について

(1) 申請方法

リサイクル料金の返還申請については、返還申請書と添付書類を資金管理人に郵送して頂きます。

返還申請書を作成するには、保有するパソコンを利用する方法と保有するパソコンを利用しない(定められたフォーマットに手書きで記載)方法の2種類の方法が存在。

保有するパソコンを利用する方法は、保有するパソコンを利用しない方法よりも実務上の利便性が高いことに加え、輸出返還手数料も低額(パソコン申請：950円/台、パソコン以外の申請：1390円/台)ですので、のご利用をおすすめ致します。

を利用するためには、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

(2) 添付書類

リサイクル料金の返還申請の際には、以下の添付書類が必要です。

- ・改正道路運送車両法で制度化された輸出抹消仮登録証明書(または輸出予定届出証明書)の写し
- ・輸出した自動車の車台番号が記載されている輸出許可書の写し
- ・輸出した自動車の車台番号が記載されている船荷証券の写し

ただし、輸出抹消仮登録申請・輸出予定届出については、輸出予定日が平成17年7月1日以降のものから対象となりますのでご注意ください。

Q 17 車検や中古新規登録を代行する場合に、リサイクル料金をどのように支払えばよいですか？

(A)

1. 車検時のリサイクル料金の支払い

2005年1月1日時点ですでに販売されている自動車については、制度スタート後最初の車検時にリサイクル料金をお支払いいただきます。2005年2月1日から、クルマの登録・車検の際に国がリサイクル料金の支払いを確認するため、リサイクル料金が払われていないと車検が受けられなくなります。そのため、車検場近傍の団体に、リサイクル料金をお支払頂くのに必要な自動車リサイクル専用端末を設置しています。

- (1) 専用端末を使って、「リサイクル料金通知書兼リサイクル券」を発行します。
- (2) 発行したリサイクル券を端末の近くの支払い窓口にて提示して、リサイクル料金を支払います。
- (3) 支払い窓口でリサイクル料金支払い後、預託証明窓口にて預託証明を受けて下さい。

2. リサイクル料金が設定されていない場合

リサイクル料金が設定されていない車両(22ページ参照)について、中古新規登録・検査を受ける場合は、自動車メーカー・輸入業者にリサイクル料金を設定してもらう必要があります。

具体的には、以下の流れでリサイクル料金の設定依頼を行って下さい。

- (1) お手元のパソコンでインターネットに接続して頂いた上で<http://www.jars.gr.jp/> を入力
- (2) ホームページ上で「事業者向け」を選択(クリック)
- (3) 事業者向けメニューにおいて「預託実務受託業者(継続検査時等)」を選択(クリック)
- (4) 預託実務受託業者(継続検査時等)のページにおいて右側にある「料金設定依頼書(車両検索ができなかった場合)」を選択(クリック)
- (5) 料金設定依頼書を印刷し、必要事項を記入して頂き、一時抹消登録証明書等と合わせて(財)自動車リサイクル促進センターへFAX送信[03-3629-7528](FAXを送信頂ければ電話連絡は不要です)
- () 料金設定依頼書については、23ページのものをごコピーして頂いても結構です。記入方法については24ページ参照
- () 必ず一時抹消登録証明書等の添付書類を合わせてFAXして下さい。添付書類が無い場合、リサイクル料金の設定ができません。
- (6) リサイクル料金の設定は、概ね1週間程度で完了します。
- (7) リサイクル料金の設定が完了しましたら、その旨(財)自動車リサイクル促進センターから電話にてご連絡致します。

Q18 車検時において、例えば、フロン類とエアバッグ類の装備が無いのにリサイクル料金が設定されている場合があるのは何故ですか？

(A)

1. 車検時のリサイクル料金

車検時にお支払い頂くリサイクル料金のうちフロン類とエアバッグ類の料金については、車検時における実務負担軽減の観点から自動車メーカー等における出荷情報をもとに設定をさせて頂いております。

このため、例えば、自動車メーカー等の出荷時点で装備されていたフロン類・エアバッグ類がリサイクル料金をお支払い頂く車検前に取り外された場合など、実車装備の有無とリサイクル料金設定の有無に違いがある場合があります。こうした場合も含め、車検時のリサイクル料金は自動車メーカー等の出荷情報をもとに設定されたりサイクル料金をお支払い頂くこととなっておりますので、ご理解下さい。

2. エアバッグ類・フロン類のリサイクル料金の預託時期

フロン類とエアバッグ類に関し、実車の装備の有無とリサイクル料金設定の有無に関し違いがある場合のリサイクル料金の預託の時期は以下となっております。

| 自動車メーカー等 出荷時の装備状況 | 車検時の装備状況 | 車検時のリサイクル 料金の設定 | リサイクル料金の 支払い時期 |
|----------------------|-----------------------------|--------------------|-------------------|
| 装備有り | 装備有り | 料金設定有り | 車検時 |
| | 装備無し（車検前に装備を外した 場合） | 料金設定有り（ 1 ） | 車検時 |
| 装備無し | 装備有り（車検前に後付装備 した場合（ 2 ）） | 料金設定無し | 後付装備分は廃車時 |
| | 装備無し | 料金設定無し | 無し（ 2 ） |

（ 1 ）車検時に装備が無い場合であっても、自動車メーカー等出荷時に装備があるものについては、車検時にリサイクル料金の支払いが必要です。

（ 2 ）自動車メーカー等の出荷以降に後付装備された場合は、その分のみ廃車時にお支払い頂きます。ディーラーオプションについても、後付装備となります。

（注）後付装備分も含め、廃車時にリサイクル料金をお支払して頂く場合は、資金管理料金（480円）のお支払いも必要となります。

各都道府県・保健所設置市の自動車リサイクル法担当課室

| 自治体名 | 部局名 | 電話番号 |
|-------|------------------------|----------------------|
| 北海道 | 環境生活部環境室循環型社会推進課 | 011-231-4111(内24326) |
| 旭川市 | 環境部環境対策課産業廃棄物係 | 0166-26-1111(内5217) |
| 札幌市 | 環境局清掃事業部事業廃棄物課一般廃棄物係 | 011-211-2927 |
| 函館市 | 環境部廃棄物対策課 | 0138-56-3827 |
| 小樽市 | 環境部管理課指導係 | 0134-32-4111 |
| 青森県 | 環境生活部環境政策課循環・環境産業グループ | 017-739-9249 |
| 岩手県 | 環境生活部資源循環推進課 | 019-629-5380 |
| 宮城県 | 環境生活部資源循環推進課 | 022-211-2656 |
| 仙台市 | 環境局廃棄物事業部廃棄物指導課 | 022-214-8236 |
| 秋田県 | 生活環境文化部環境整備課適正処理推進班 | 018-860-1625 |
| 秋田市 | 環境部廃棄物対策課産業廃棄物担当 | 018-866-2943 |
| 山形県 | 文化環境部環境整備課 | 023-630-3044 |
| 福島県 | 生活環境部環境共生領域循環型社会推進グループ | 024-521-7813 |
| 郡山市 | 環境衛生部廃棄物対策課 | 024-924-3171 |
| いわき市 | 環境部廃棄物対策課 | 0246-22-7604 |
| 茨城県 | 生活環境部廃棄物対策課 | 029-301-3027 |
| 栃木県 | 生活環境部環境政策課 | 028-623-3187 |
| 宇都宮市 | 資源循環推進課 | 028-632-2414 |
| 群馬県 | 環境・森林局環境政策課リサイクルグループ | 027-226-2824 |
| 埼玉県 | 環境部資源循環推進課 | 048-830-3106 |
| さいたま市 | 環境部産業廃棄物指導課 | 048-827-8513 |
| 川越市 | 環境部産業廃棄物指導課 | 049-224-8811 |
| 千葉県 | 環境生活部資源循環推進課 | 043-223-4658 |
| 千葉市 | 環境局環境管理部産業廃棄物指導課 | 043-245-5683 |
| 船橋市 | 環境部産業廃棄物課 | 047-436-3812 |
| 東京都 | 環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 | 03-5388-3577 |
| 神奈川県 | 環境農政部廃棄物対策課リサイクル推進班 | 045-210-4151 |
| 横浜市 | 資源循環局産業廃棄物対策課 | 045-671-4090 |
| 川崎市 | 環境局生活環境部廃棄物指導課 | 044-200-2593 |
| 横須賀市 | 環境部環境管理課 | 046-822-8523 |
| 相模原市 | 環境事業部廃棄物指導課 | 042-769-8335 |
| 新潟県 | 県民生活・環境部廃棄物対策課 | 025-280-5163 |
| 新潟市 | 市民局環境部廃棄物対策課産業廃棄物対策室 | 025-228-1000(内2762) |
| 富山県 | 生活環境部環境政策課廃棄物対策班 | 076-444-9618 |
| 富山市 | 環境部環境政策課 | 076-443-2178 |
| 石川県 | 環境安全部廃棄物対策課 | 076-225-1472 |
| 金沢市 | 環境局環境総務課 | 076-220-2304 |
| 福井県 | 福祉環境部廃棄物対策課 | 0776-20-0317 |
| 山梨県 | 森林環境部環境整備課 | 055-223-1515 |
| 長野県 | 生活環境部廃棄物対策課 | 026-235-7181 |
| 長野市 | 環境部廃棄物対策課 | 026-224-7320 |
| 岐阜県 | 健康福祉環境部環境局廃棄物対策室 | 058-272-1111(内2713) |
| 岐阜市 | 環境事業部産業廃棄物指導室 | 058-265-4141(内6271) |
| 静岡県 | 環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室 | 054-221-2426 |
| 静岡市 | 市民局環境部産業廃棄物対策課 | 054-221-1363 |
| 浜松市 | 環境部廃棄物対策課 | 053-453-6110 |
| 愛知県 | 環境部廃棄物対策課 | 052-954-6233 |
| 名古屋市 | 環境局事業部産業廃棄物指導課 | 052-972-2391 |
| 豊田市 | 環境部廃棄物対策課 | 0565-34-6710 |
| 豊橋市 | 環境部廃棄物対策課 | 0532-51-2407 |
| 岡崎市 | 環境部廃棄物対策課 | 0564-23-6871 |
| 三重県 | 環境森林部廃棄物対策室 | 059-224-2475 |

| 自治体名 | 部局名 | 電話番号 |
|------|--------------------------|---------------------|
| 滋賀県 | 琵琶湖環境部資源循環推進課 | 077-528-3474 |
| 京都府 | 企画環境部産業廃棄物政策室 | 075-414-4714 |
| 京都市 | 環境局環境総務課 | 075-222-3450 |
| 大阪府 | 環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課 | 06-6944-3895 |
| 大阪市 | 環境事業局事業部規制指導課 | 06-6630-3284 |
| 堺市 | 環境局環境共生部循環型社会推進室 | 072-228-7476 |
| 東大阪市 | 環境部産業廃棄物対策課 | 06-4309-3207 |
| 高槻市 | 環境部環境政策室産業廃棄物指導課 | 072-674-7587 |
| 兵庫県 | 健康生活部環境局環境整備課規制係 | 078-362-3279 |
| 神戸市 | 環境局事業系こみ対策課 | 078-322-5306 |
| 姫路市 | 環境美化部産業廃棄物対策課 | 0792-21-2405 |
| 尼崎市 | 美化環境局環境対策部公害対策課産業廃棄物対策担当 | 06-6489-6310 |
| 西宮市 | 環境局環境緑化部産業廃棄物対策課 | 0798-35-3277 |
| 奈良県 | 生活環境部廃棄物対策課産業廃棄物係 | 0742-27-8747 |
| 奈良市 | 企画部産業廃棄物対策課 | 0742-34-4592 |
| 和歌山県 | 環境生活部環境政策局循環型社会推進課 | 073-441-2696 |
| 和歌山市 | 生活環境部産業廃棄物課 | 073-435-1221 |
| 鳥取県 | 生活環境部循環型社会推進課 | 0857-26-7564 |
| 鳥根県 | 環境生活部廃棄物対策課循環型社会推進担当 | 0852-22-6302 |
| 岡山県 | 生活環境部廃棄物対策課 | 086-226-7308 |
| 岡山市 | 環境局環境保全部産業廃棄物対策課 | 086-803-1303 |
| 倉敷市 | 環境部産業廃棄物対策課 | 086-426-3385 |
| 広島県 | 環境生活部環境局廃棄物対策総室産業廃棄物対策室 | 082-513-2964 |
| 広島市 | 環境局業務部産業廃棄物指導課 | 082-504-2226 |
| 呉市 | 環境部環境政策課 | 0823-25-3302 |
| 福山市 | 環境部産業廃棄物対策課 | 084-928-1168 |
| 山口県 | 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課 | 083-933-2988 |
| 下関市 | 環境保全課廃棄物指導係 | 0832-52-7152 |
| 徳島県 | 県民環境部環境局環境整備課 | 086-621-2269 |
| 香川県 | 環境森林部廃棄物対策課 | 087-832-3226 |
| 高松市 | 環境部廃棄物指導課 | 087-839-2380 |
| 愛媛県 | 県民環境部環境局廃棄物対策課 | 089-912-2356 |
| 松山市 | 環境部廃棄物対策課 | 089-948-6914 |
| 高知県 | 文化環境部廃棄物対策課 | 088-823-9688 |
| 高知市 | 廃棄物対策課 | 088-823-9427 |
| 福岡県 | 環境部廃棄物対策課 | 092-643-3363 |
| 北九州市 | 環境局環境監視部産業廃棄物対策室 | 093-582-2178 |
| 福岡市 | 環境局こみ対策部産業廃棄物指導課 | 092-711-4303 |
| 大牟田市 | 環境部廃棄物対策課 | 0944-41-2732 |
| 佐賀県 | くらし環境本部廃棄物対策課 | 0952-25-7078 |
| 長崎県 | 県民生活環境部廃棄物・リサイクル対策課審査指導班 | 095-821-4499 |
| 長崎市 | 環境部廃棄物対策課産業廃棄物係 | 095-829-1159 |
| 佐世保市 | 環境部廃棄物・リサイクル対策課 | 0956-20-0660 |
| 熊本県 | 環境生活部廃棄物対策課適正処理推進班 | 096-383-0628 |
| 熊本市 | 環境保全局環境事業部廃棄物指導課 | 096-328-2365 |
| 大分県 | 生活環境部廃棄物対策課産業廃棄物班 | 097-536-1111(内3137) |
| 大分市 | 環境部清掃管理課産業廃棄物対策室 | 097-534-6111(内1526) |
| 宮崎県 | 環境森林部環境対策推進課リサイクル担当 | 0985-26-7083 |
| 宮崎市 | 環境部環境保全課 | 0985-21-1761 |
| 鹿児島県 | 環境生活部環境整備課一般廃棄物係 | 099-286-2594 |
| 鹿児島市 | 環境局環境部環境総務課 | 099-216-1289 |
| 沖縄県 | 文化環境部環境整備課 | 098-866-2231 |